

いじめ防止基本方針



石川県立小松工業高等学校

令和8年4月改訂

目 次

1. いじめの理解	...	1-3
(1) いじめの定義		
(2) 「いじめは笑いに隠される」		
(3) いじめの四層構造		
(4) いじめの心理		
(5) 犯罪につながるいじめ		
2. いじめの問題への基本姿勢	...	3, 4
(1) 学校を挙げた積極的対応		
(2) 平時からの基本姿勢		
3. いじめ防止のための組織	...	4, 5
4. いじめの未然防止	...	6-8
(1) わかる授業づくり		
(2) 道徳教育や人権教育等の充実		
(3) 規範意識の育成		
(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組		
(5) 生徒会などが中心となる取組		
(6) 体験活動を取り入れた取組		
(7) 生徒が主体的に活動する取組		
(8) 家庭や地域と連携した取組		
5. いじめの早期発見	...	8-10
(1) 小さなサインを見逃さない取組		
(2) 定期的なアンケート調査の実施		
(3) 教育相談体制の充実		
(4) 学校で分かるいじめの発見ポイント		
(5) 家庭で分かるいじめの発見ポイント		
6. いじめに対する措置	...	11-12
(1) いじめに対する組織的対応		
(2) 緊急事態への対応		
7. 年間計画	...	13
8. その他	...	14

1. いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、最近のいじめはスマートフォンや音楽プレーヤー、ゲーム機などの電子情報端末機器の普及により、一層見えにくくなっている。いじめは全ての生徒に関係する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするために、いじめ防止等の対策は、いじめ根絶を目指して行われなければならない。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法より】

【留意点】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。下記のような場合、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
 - ・ 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合。
 - ・ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な

関係を再び築くことができた場合

ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、「いじめ問題対策チーム」において情報共有することは必要である。

（２）「いじめは笑いに隠される」

いじめ被害者は、自分がいじめられている（辱められている・貶められている）という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を継続・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

（３）いじめの四層構造

いじめは、「いじめる者」と「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。

（４）いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

（５）犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、生徒に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

【いじめの態様】

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

【犯罪に該当する行為の事例】

- ・ 同級生の腹を殴ったり蹴ったりする → 「暴行」(刑法第 208 条)
- ・ 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる → 「傷害」(刑法第 204 条)
- ・ プロレスト称して同級生を押さえつけたり投げたりする → 「暴行」(刑法第 208 条)
- ・ 学校に来たら危害を加えると脅す・脅すメールを送る → 「脅迫」(刑法第 222 条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる → 「強要」(刑法第 223 条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる → 「恐喝」(刑法第 249 条)
- ・ 教科書等の所持品を盗む → 「窃盗」(刑法第 235 条)
- ・ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る → 「強盗」(刑法第 236 条)
- ・ 自転車を故意に破損させる → 「器物損壊等」(刑法第 261 条)
- ・ 校内や地域の壁や掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
→ 「名誉棄損」(刑法第 230 条)、「侮辱」(刑法第 231 条)
- ・ 断れば危害を加えると脅し、性器を触る → 「強制わいせつ」(刑法第 176 条)
- ・ 児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
→ 「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第 7 条)

2. いじめの問題への基本姿勢

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

(1) 学校を挙げた積極的対応

(ア) 「いじめを見逃さない学校」づくりを推進すること

平時からいじめの問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知すること。

(イ) 関係機関及び家庭等との連携を図り「風通しのよい学校」づくりを推進すること

関係機関等との連携を深め、積極的に外部人材の活用を進めるとともに、学校側からも積極的に情報を発信するなど、双方向に「風通しのよい」関係をつくること。

(ウ) いじめの問題に組織的に対応し、生徒が安心して学ぶことができる環境を整えること

いじめの問題が発生した場合には、関係教職員による個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な対応を行い、いじめの早期解消を図るとともに、いじめは再発する可能性が十分にあることを踏まえ、解消後も日常的に注意深く観察すること。

(2) 平時からの基本姿勢

(ア) いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教

職員が十分認識すること

全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象とした事前の働きかけ（未然防止の取組）を行うことが、最も合理的で最も有効な対策であることを認識すること。

- (イ) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること

いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すとともに、いじている生徒については、警察等との連携も含め、毅然とした対応をとることを示すこと。

- (ウ) 生徒一人一人を大切にできる意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること

教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

- (エ) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

- (オ) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること

生徒が発するサインを見逃さないよう、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の実態に合わせた定期的なアンケート調査、個人面談等を実施し、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応すること。

3. いじめ防止のための組織

本校は、次のような組織を常設し、いじめ防止等の活動をする。

※ 常設とは会合を増やすことではなく、日常的にいじめに関する情報が教員間で交換・共有できている状態

[組織の名称]

いじめ防止対策チーム

※校長が会を司り会務は教頭が担当し、生徒指導主事がこれを補佐する。

[組織の構成員]

学校関係者…校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、保健相談主任、教務主任、

養護教諭、生徒会主任、進路指導主任、学年主任、担任、学科長、部顧問

第三者機関…スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、学校評議員代表等

県教委「いじめ対応アドバイザー」をも活用する

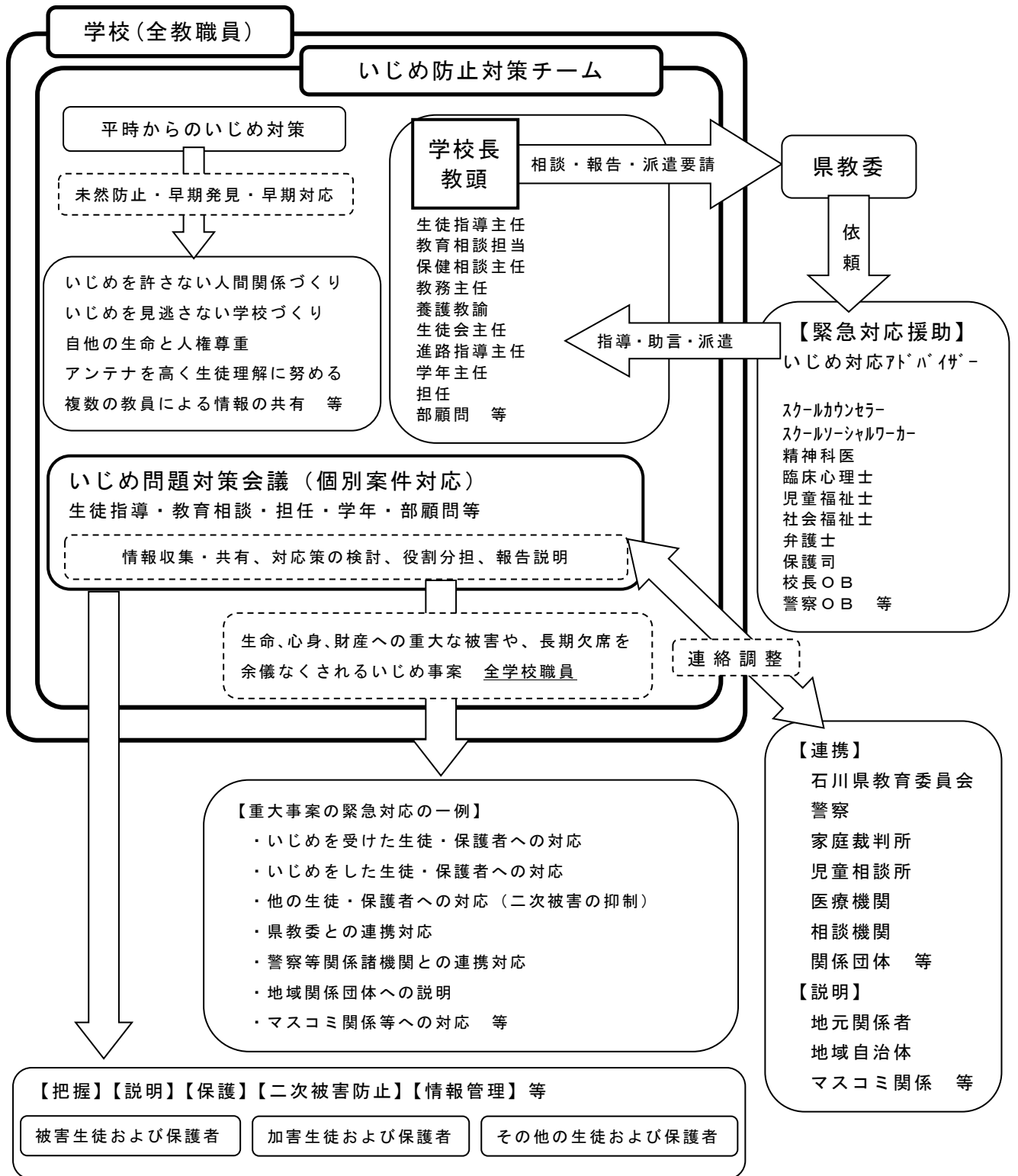
[組織の運営]

- ・ 「いじめ等防止対策チーム会議」を開催し、学校の現状確認及び基本方針や取り組みの見直しと年間計画を立案する。
- ・ 重大事態発生時には、第三者機関並びに関係機関の協力を得て事態の対応に当たる。

【組織図と対応については別途概略図参照】

組織図

いじめ問題対策並びに緊急対応について下記のような連携を行う



4. いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

(1) わかる授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

【取組例】

- 「わかった」「できた」「使えた」が実感できる授業づくり

思わず取り組みたくなるような課題を設定し、生徒の主体的な参加を促すとともに、まとめや振り返りの時間を確保する。

- 学習指導の場における積極的な生徒指導

学習指導に際し、生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意する。

- 「学び合い学習」

学習過程や学習形態を工夫し、全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるようにする。

- 「教職員の学び合い」

教職員が互いの授業を気軽に参観できる体制づくりを進め、互いにアドバイスし合うことで授業改善を図る。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

【取組例】

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育

道徳教育の目標（自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基礎となる道徳性を養う）を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

- 魅力的な教材の開発や活用

生徒にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、生徒の心に残る道徳の時間を心がける。

- 人権教育講話・人権教室

校内・校外講師による人権教育講話や人権教室を開催し、感想等を交流する活動を通して、一人一人の人権感覚を磨く。

(3) 規範意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、生徒が、安心して学ぶことができる環境を作る。

【取組例】

・ 問題行動への対処

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

・ 学習ルールの徹底

学校として揃えていくべき事柄を全教職員で共通理解し、徹底してやり通す。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。

【取組例】

・ 学校行事や学級活動での役割分担等

学校行事や学級活動を通じ、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。また、個人又はグループで力を合わせて、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を意図的に設け、生徒の自己肯定感を高める。

(5) 生徒会などが中心となる取組

「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進する。

【取組例】

・ 「いじめ追放宣言」「いじめ撲滅宣言」などの採択

生徒会活動の日常的な活動として、「いじめ追放」の取組を柱とすることとし、年度当初の議会や総会で宣言を採択する。

・ 挨拶運動

生徒会、委員会、部活動、学級などを単位とし、玄関や街頭などで挨拶を交わし合う。

(6) 体験活動を取り入れた取組

ボランティア活動などを通じて、素直に感謝の気持ちを表したり、他人を思いやる心を育んだりするなど、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

【取組例】

・ 地域清掃活動

清掃区域等を学年・クラス関係なく助け合って作業する

(7) 生徒が主体的に活動する取組

自分以外の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを気遣う気持ちを身に付ける。

【取組例】

・ 「いじめ」をテーマにしたディベート

学級活動や道徳の時間に、いじめられる側、いじめる側、それぞれの立場から考え、様々な意見をぶつけ合うことで、いじめを許さない意識の高揚を図る。どのような行為がいじめになり、さらに犯罪になるのか、また、いじめが行われているのを見たときにどのような行動をとれば良いのかをいじめられる側の立場に立って意見を出し合うことでいじめに対する理解を深め、傍観者とならず「いじめを見逃さない」視点を育てる。

(8) 家庭や地域と連携した取組

生徒だけではなく、家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

【取組例】

・ いじめアンケートを活用した連携

地域全体でいじめについて考える集会等を開催し、アンケート調査の結果を保護者や地域に周知するとともに、地域全体でいじめ問題に取り組む気運を高める。

・ 非行・被害防止講座の実施

入学時に「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめの問題に対する理解を深め、家庭で果たすべき役割等について考える機会とする。

5. いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、「学校いじめ防止基本方針」において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処法を定めておく必要がある。さらに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・ 生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 個人ノートや生活ノート等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い情報共有する。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ・ 生徒の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。
- ・ アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無など工夫し、生徒にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談体制の充実

- ・ アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。
- ・ 生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・ 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・ SC・SSW等の効果的な活用を図る。

(4) 学校で分かるいじめの発見ポイント

学校生活の中で、生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人が発するサインを見逃さず生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、生徒にとって勇気のいることであったことを理解し、早期に対応することが大切である。

(ア) いじめられている子どもが学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
ST	遅刻・欠席が増える 表情が冴えず、うつむきがち	始業時刻ぎりぎりの登校が多い 出席確認の声が小さくなる

授業開始時	忘れ物が多くなる 用具、机、椅子等が散乱している 一人だけ遅れて教室に入る	涙を流した気配が感じられる 周囲が何となくざわついている 席を替えられている
授業中	正しい答えを冷やかされる 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ひどいアダ名で呼ばれる	グループ分けで孤立することが多い (机を合わせないなど) 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	一人でいることが多い わけもなく階段や廊下等を歩いている 用もないのに職員室等に来る 遊びの中で孤立しがちである 負け役が多い	集中してボールを当てられる 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
昼食時間	食べ物にいたづらをされる グループで食べる時、席を離している	嫌いな物を押しつけられる 好きな物を級友に譲る
清掃時	目の前にゴミを捨てられる 最後まで一人でする 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	衣服が汚れたり髪が乱れたりしている日がある 顔にすり傷や鼻血の跡がある 急いで一人で帰宅する	用事がないのに学校に残っている 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

(イ) いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
授業中	文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている プリントなどの配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする 自分の宿題をやらせている	指名されただけで目配りし、嘲笑する 後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついたりしている 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	嫌なことを言わせたり、触らせたりしている けんかするよう仕向けている	移動の際など、自分の道具を持たせている 平気で蹴ったり、殴ったりしている
昼食時間	配膳させたり、後片付けさせたりしている 自分の嫌いな食べ物を押しつける	自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時	雑巾がけばかりさせている 雑巾を絞らせている	机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放課後	自分の用事に付き合わせる	違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

(ウ) 注意しなければならない様子

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)	
動作や表情	活気がなく、おどおどしている 寂しそうな暗い表情をする 手遊び等が多くなる 独り言を言ったり急に大声を出したりする	視線を合わさない 教師と話すとき不安な表情をする 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる

持ち物や服装	教科書等にいたずら書きされる 持ち物、靴、傘等を隠される	刃物等、危険な物を所持する 服装が破れたり乱れたりしている
その他	日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある インターネットや携帯電話・スマートフォン等のメールに悪口を書き込まれる SNSのグループから外される	教材費、写真代等の提出が遅れる 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする 下駄箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

(5) 家庭で分かるいじめの発見ポイント

いじめられている子どもは、家庭においてもサインを出している場合がある。保護者は子どもの変化を見逃すことなく対応する必要がある。

また、学校は保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

(ア) いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- ・ 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・ 風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・ 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・ 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・ いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・ 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・ 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・ 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・ 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- ・ 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・ 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・ 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・ 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・ 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・ 投げやりで、集中力がわからない。些細なことでも決断できない。
- ・ ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

(イ) 「インターネット上のいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- ・ 携帯電話・スマートフォン等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・ 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- ・ インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・ 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・ 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする

6. いじめに対する措置

(1) いじめに対する組織的対応

いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、学校長を中心とする「いじめ防止対策チーム」が中核となり、「いじめ問題対策会議」を開き組織で対応する。学校は、いじめの事実確認を行うための措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録し、その結果を教育委員会に報告する。

(2) 緊急事態への対処について

[対応手順]

- ・ 速やかに初期情報を収集するとともにいじめ問題対策会議を開催して状況を判断する。また、速やかに保護者との連携をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 県教委（担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ。

[事実関係を明確にするための調査を実施するにあたっての留意事項]

- ・ 県教委（担当生徒指導主事を含む）と連携し、実施方法や内容等について指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾にして説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒及び保護者に説明する等の措置を取る。（調査結果は県教委に報告）
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

いじめ対応マニュアル

- ・ 学校がいじめの事実を確認した場合には、徹底して被害生徒を守り通すとともに加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、被害生徒、加害生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めるとともに、いじめを見ていたり、周りではやし立てたりしていた生徒に対する指導により、同種に事態の発生の防止に努める。被害生徒、加害生徒の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聴取）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
 - いじめを認知した場合、学校長が県教育委員会に報告
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査し事実関係を把握
- ・ 保護者への説明（事実関係、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 被害生徒のケア
 - 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか、また被害生徒と本人に対し面談等で確認する。必要に応じて専門家によるケアを要請する
- ・ 加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ 県教委への連絡と経過説明（学校長・教頭が県教育委員会に連絡・説明）
- ・ 経過の見守り
 - 被害生徒に対する心理的なまたは物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続しているか日常的に注意深く観察する（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

- ・ いじめ対応アドバイザーを活用し、学校におけるいじめの問題への対応力向上を図る
- ・ 問題の解消は、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になる

いじめ発生時の対応手順

- ① いじめ情報（気になる情報）の把握と事実確認
 - ↓
- ② 担任、学年主任、部顧問、生徒指導担当等が情報収集
[情報収集…正確・詳細・迅速]
 - ↓
- ② 生徒指導主事が情報等を集約し管理職に報告
 - ・ 重大事態の「疑い」が生じた段階で重大事態として調査開始する
 - ・ 被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる
 - ↓
- ④ 学校長・教頭 「いじめ問題対策会議」招集判断
 - ↓
- ⑤ 職員会議 具体的対応策の検討（情報収集により役割分担や報告説明等）
全職員の共通理解
 - ↓
- ⑥ 事実の究明・いじめ関係者への支援・指導
 - 被害生徒 ← 担任・副担任・教育相談担当・教育カウンセラー等
 - ・ 家庭との連携・相談、心のケアにより保護する
 - ・ 調査開始前に、被害生徒・保護者に対して丁寧に説明を行い、被害生徒の意向を踏まえた調査であることを確認する
 - 加害生徒 ← 担任・副担任・生徒指導担当・教育カウンセラー等
 - ・ 家庭との連携・個別指導をする。
 - ・ 被害生徒・保護者に説明した方針でいじめの事実関係について説明を行う
 - ・ いじめの非に気づかせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成する
 - 観衆 ← 担任・学年主任・生徒指導担当等
 - ・ 家庭との連携・個別指導をする
 - 傍観者 ← 担任・学年主任・生徒指導担当等
 - ・ 全校集会・学年集会等
- ⑦ 再発防止のための取り組み等
 - ・ 「いじめをしない・させない・許さない」学校づくりのための、ホーム・学年会・全校集会にて継続的な道徳的指導をする
 - ・ 相談しやすい環境を整備し生徒が安心して学校生活を送れるようにする
 - ・ 「いじめを許さない」学校づくり
 - ・ 「いじめに対する措置」を実行し、再発防止に努める

インターネット上のいじめ等の対応手順

- ① 掲示板にいじめ等の内容の書き込み等
 - ↓
- ② 掲示板のアドレス等を控え、内容を保存する
 - ↓
- ③ 直接 警察・法務局に相談
 - ↓
- ④ 掲示板等の管理者に削除依頼
 - ↓
- ⑤ 管理者等が不明の場合はプロバイダ等に削除依頼

7. 年間計画

月	おもな行事	内容等
4	入学式	新入生、保護者にいじめ防止基本方針を説明 保護者対象「子どもを守る携帯マナー講習会」
	新入生オリエンテーション	学校生活における規律・情報モラル等指導
	教職員による見守り隊（通年）	全教職員による登校指導・校内巡視
	遠足	学年やクラスの親睦を深める
	第1回校内いじめ防止職員研修会 （職員会議）	年間計画やいじめ防止対策の共通理解
5	職員の個別面談	管理職による職員の自己啓発面談
	いじめ防止対策チーム会議	前年度の反省、基本方針等の見直し等 今年度の取り組みや年間計画の立案等
	第2回校内いじめ防止職員研修会 （第1回相談室会議）	気になる生徒についての情報交換
6	性被害をなくすための出前講座 （2年生対象）	外部講師による性暴力に等に関する講話
	命と心の教育講座（1年生対象）	外部講師による命の教育
	心理検査（全校生徒対象）	心理検査による生徒理解
	1学期いじめに関する調査	調査の実施を保護者にも連絡し、生徒全員が フォームで回答する
7	保護者懇談	家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認 生徒・保護者向け相談窓口の周知
9	体育祭リーダー研修	体育祭リーダーに対する指導法の研修
10	情報モラル講話（非行防止教育）	外部講師による情報モラルに関する講話
	第3回校内いじめ防止職員研修会 （第2回相談室会議）	気になる生徒についての情報交換
	心理検査（1, 2年生対象）	心理検査による生徒理解
11	文化祭	自己有用感、自己存在感を高める
	命と心の教育講座（1年生対象）	外部講師による命の教育
	2学期いじめの関する調査	調査の実施を保護者にも連絡し、生徒全員が フォームで回答する
12	全校一斉人権教育	放送による人権教育
	保護者懇談	家庭との情報連携及び家庭生活状況の確認 生徒・保護者向け相談窓口の周知
1	第3回校内いじめ防止職員研修会 （第3回相談室会議）	気になる生徒についての情報交換
2	3学期いじめに関する調査	調査の実施を保護者にも連絡し、生徒全員が フォームで回答する
3	主任会議・職員会議	現状の点検と次年度に向けての課題確認

8. その他

(1) 危機管理の心構え

いじめ問題の組織的な対応のために、全教職員は下記の心構えを理解する

- ㊦ 最悪を想定し、管理職への
- ㊧ 慎重に、ほう 「報告」
- ㊨ 素早く、れん 「連絡」
- ㊩ 誠意をもって、そう 「相談」
- ㊪ 組織的に 対応する。 を必ず行う。

(2) 情報等の取り扱い

(ア) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する

(イ) 個人調査資料（心理検査、いじめに関する調査、進路調査）について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者に説明するための報告書が必要となったり、情報の提示を求められたりすることもある。そのような緊急事態を想定して、生徒の個人調査資料は生徒の在籍期間中は必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、資料が裏付けとして重要になることから、必ず保管するものとする。特に生徒の生命等に被害が生じた場合は、心理検査、いじめに関する調査、聴き取り調査等は大変重要な資料となる。

(3) 主な相談機関

24時間子どもSOSダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
子供SOS相談テレホン	0 7 6 - 2 9 8 - 1 6 9 9
石川県こころの健康相談センター	0 7 6 - 2 3 8 - 5 7 6 1
石川県家庭教育電話相談	0 7 6 - 2 6 3 - 1 1 8 8
石川県中央児童相談所	0 7 6 - 2 2 3 - 9 5 5 3
子どもの人権110番（金沢地方法務局）	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
小立野青少年相談室（金沢少年鑑別所内）	0 7 6 - 2 3 1 - 1 6 0 3
いじめ110番（県警少年サポートセンター）	0 1 2 0 - 6 1 7 - 8 6 7
加賀市青少年育成センター	0 7 6 1 - 7 3 - 0 1 1 8
小松市教育センター	0 7 6 1 - 2 1 - 7 9 5 8
チャイルドラインいしかわ	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7

この基本方針は毎年P D C Aサイクルによって、
概ね3年を目処に見直すものとする

平成26年 4月 施行

平成29年 4月 改訂

平成31年 4月 改訂

令和 4年 4月 改訂

令和 8年 4月 改訂

石川県立小松工業高等学校